

軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正について

今般、軽自動車検査協会より、令和6年10月より開始されたOBD検査において、OBD検査用サーバに接続して検査が実施できない場合の特例措置及び令和7年4月から開始される自動車車検証の有効期間に関する改正等に伴い、検査事務規程の一部改正する旨のお知らせが下記のとおりありましたので、お知らせします。

記

別紙：軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正について

以上

軽自動車検査協会検査事務規程

<https://www.keikenkyo.or.jp/about/rules.html>

軽自動車検査協会検査事務規程(昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号) の一部改正について

1. 改正理由

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、当協会が行う検査業務において、OBD 検査用サーバの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBD 検査用サーバに接続して OBD 検査を実施することができない場合の特例措置を規定します。また、道路運送車両法施行規則等の一部改正により、令和 7 年 4 月から「有効期間満了日の 2 か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととする改正及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴い所要の改正が必要なため、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

2. 改正概要

- (1) 令和 6 年 10 月 1 日から開始となる OBD 検査に伴う改正
○OBD 検査用サーバの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBD 検査用サーバに接続して OBD 検査を実施することができない場合の特例措置を規定するため所要の改正を行います。
- (2) 「道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令」(令和 6 年 6 月 25 日国土交通省令第 67 号)に伴う改正
○道路運送車両法施行規則第 44 条ただし書きの規定が「一月」から「二月」に改正されたことから所要の改正を行います。
- (3) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴う改正
○第 59 次改正が実施されたことに伴い、所要の改正を行います。(改正予定)
- (4) その他、書きぶりの適正化等所要の改正

3. 施行日

令和 6 年 10 月 1 日

※ 2. (2) については令和 7 年 4 月 1 日